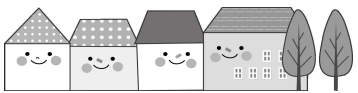


宇治市住宅関連助成制度一覧



RO7.5現在

宇治市では、住宅の改修や設備設置の際に、さまざまな助成を行っています。詳しくは担当課へお問合せ下さい。

* いずれも、工事着手前に申請が必要です。（No.7～13、25～29は除く。）

番号	事業名・制度名	対象	金額	内容	担当課
1	介護予防 安心住まい 推進事業	以下の要件をすべて満たす方 ▶ 自宅で生活をしている65歳以上の方。 ▶ 介護保険の認定を受けていない方（認定申請中の方も対象外）。 ▶ 安心住まいチェックリストにおいて運動機能の低下がみられ、介護保険の認定を受けるおそれが高いと認められる方。 ▶ 居住する住宅が宇治市内にあり、住民登録をしている方。 ▶ 対象となる高齢者を含め、世帯の構成員全員が市民税非課税。	助成対象工事に要した費用の総額の3分の2（16万円が上限）	手すりの取付け、段差の解消、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他上記の住宅改修工事に付帯して必要となる工事。	長寿生きがい課 （市役所1階） Tel 22-3141 （代表） （内線：2347・2348）
2	住宅改造助成	市内に存する住宅で、介護保険法に基づく要介護・要支援の認定を受けた人が居住する家屋。	工事費の2分の1（1年度内に1住宅につき30万円が上限）	リフト設置工事、エレベーター設置工事、その他市長が適当と認めた工事が対象。ただし、介護保険法で給付対象となる住宅改修工事及び福祉用具貸与制度を利用できるものは除く。	
3	住宅改修 相談事業	介護保険法に基づく要介護・要支援の認定を受けた方で、市内に住宅がある方	無料	毎月第3火曜日の1回、1級建築士の訪問による住宅改修に関するアドバイス。	
4	家具等転倒防止 金具の購入助成	市内在住の65歳以上の市民税非課税世帯の方	対象金具購入費の合算または5千円のいずれか低い方	家具等転倒防止に適切と認める金具（対象金具の詳細についてはお問い合わせください）。	
5	住宅改修費の支給	介護保険法に基づく要介護・要支援の認定を受けた方	1被保険者につき、支給対象工事にかかる費用20万円を上限に費用の9割～7割（負担割合証に記載）を支給	手すりの取付け、段差の解消、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え	介護保険課 （市役所1階） Tel 20-8781
6	浄化槽設置 整備事業補助金	下水道計画のない地域、又は下水道法に基づき策定された事業計画区域以外の地域（山間地域）において、自らが居住する専用住宅に浄化槽を設置する方（詳細はお問い合わせください）。	【本体設置費】 5人槽 332,000円 6～7人槽 414,000円 8～10人槽 548,000円 【単独処理浄化槽撤去費】 上限 120,000円 【汲み取り槽撤去費】 上限 90,000円 【宅内配管工事費】 上限 300,000円	専用住宅における浄化槽設置工事にかかる費用の一部を補助。 補助対象工事の詳細はお問い合わせください。	環境企画課 （市役所西館3階） Tel 20-8726
7	雨水タンク設置 事業費補助金	【対象となるタンク】 ・貯留容量が80ℓ以上で密閉式のもの ・新たに購入し、設置したもの ・展示又は販売のために設置したものでないこと	雨水タンク購入費の4分の3（千円未満切捨て） 上限2万円	雨水タンクを設置する方に対して、購入に要する経費の一部を補助します。 ※詳細はお問い合わせください。	
8	家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金	■FIT(固定価格買取制度)の認定を取得した人 【対象設備】 ①太陽光発電：2kW以上10kW未満 ②蓄電池：1kWh以上 上記の①と②を同時に設置した人が対象 ※その他、補助対象となる要件があります。	太陽光 1万円/kW（上限4万円） 蓄電池 2万円/kWh（上限12万円）	市内に自らが所有し居住する住宅に住宅用太陽光発電と蓄電設備を同時に設置した人に、設置に要した経費の一部を補助します。（新築時の設置を含む）	
9	ゼロカーボン設備導入事業費補助金	■FIT・FIPの認定を取得しない人 【対象設備】 ①太陽光発電：2kW以上10kW未満 ②蓄電池：1kWh以上 上記の①と②を同時に設置した人が対象 ※その他、補助対象となる要件があります。	太陽光 2万円/kW（上限8万円） 蓄電池 4万円/kWh（上限21万円） 高効率給湯機器（上限30万円） コージェネレーションシステム（上限80万円）	また、太陽光発電・蓄電設備と同時に高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムのいずれかを設置した場合は、設置に要した経費の一部を補助します。 ※詳細はお問い合わせください。	
10	ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進事業費補助金	・市内に申請者が所有し、かつ居住する戸建住宅 ・国（環境省）の「ZEH支援事業」の補助金交付決定を7年3月1日～8年2月28日に受けた方	30万円	ZEHを導入した戸建専用住宅を、新築・購入した方に対して、費用の一部を補助します。 ※詳細はお問い合わせください。	
11	ZEV普及促進事業費補助金（ZEV）	・市民及び市内の事業者 ・国の「クリーンエネルギー自動車導入補助金」の交付決定を6か月以内に受けた方	ZEV 一律15万円	ZEV（電気自動車・燃料電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）を導入した方に対して、費用の一部を補助します。 ※詳細はお問い合わせください。	
12	ZEV普及促進事業費補助金（充電設備）	・市内の事業者 ・国の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進事業費補助金」の交付決定を6か月以内に受けた方	急速充電設備 設備購入費の1/2（上限20万円） 普通充電設備 設備購入費の1/2（上限10万円）	電気自動車等の充電設備を導入した事業者の購入費用の一部を補助します。 ※詳細はお問い合わせください。	
13	ZEV普及促進事業費補助金（V2H充放電設備）	・市民 ・国の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進事業費補助金」の交付決定を6か月以内に受けた方	V2H充放電設備購入費の1/2（上限5万円）	V2H充放電設備（電気自動車等から電気の取り出し及び電気自動車等に充電する装置）を導入した市民に購入費用の一部を補助します。 ※詳細はお問い合わせください。	

14	住宅改修費の助成	身体障害者・知的障害者（障害の種別・等級などによる制限および所得制限あり。） *工事着手前に申請が必要です。詳細はお問い合わせください。	30万円を上限 （課税世帯は5%自己負担。介護保険等の他制度優先利用、その場合は差額の10万円が上限。）	手すりの取付け、段差の解消、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え	障害福祉課 （市役所1階） Tel 21-0419
			工事費の2分の1 （30万円を上限、課税世帯は5%自己負担）	リフト又は階段昇降機の取付け、エレベーターの取付け	
			30万円を上限（課税世帯は5%自己負担）	特殊便器の取付け	
15	木造住宅耐震診断士派遣制度	・昭和56年5月31日以前に着工したもの又は大阪北部地震による罹災証明書の交付を受けたもの（一部損壊以上） ・木造住宅で、延べ床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの ・自己診断（誰でもできるわが家の耐震診断）の結果、9点以下のもの	無料 （ただし、交通費として3千円の申込者負担あり）	府に登録された京都府木造住宅耐震診断士を宇治市が派遣して耐震診断を行う	
16	木造住宅耐震改修等助成事業（耐震改修A）	・昭和56年5月31日以前に着工したもの ・木造住宅で、延べ床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの	耐震改修に要した経費の30分の29（145万円が上限）（※空き家加算有）	耐震診断結果1.0未満→改修の結果1.0以上となる工事（令和7年度限定）	建築指導課 （市役所4階） Tel 20-8794
17	木造住宅耐震改修等助成事業（耐震改修B）	・昭和56年5月31日以前に着工したもの ・木造住宅で、延べ床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの	耐震改修に要した経費の5分の4（100万円が上限）（※空き家加算有）	耐震診断結果1.0未満→改修の結果0.7以上に向上させる工事	
18	木造住宅耐震改修等助成事業（簡易改修）	・昭和56年5月31日以前に着工したもの又は大阪北部地震による罹災証明書の交付を受けたもの（一部損壊以上） ・木造住宅で、延べ床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの	簡易改修に要した経費の5分の4（40万円が上限）	耐震診断結果1.0未満→屋根の軽量化等、耐震性が確実に向上する簡易な工事	
19	木造住宅耐震改修等助成事業（耐震ヘルパー）	・昭和56年5月31日以前に着工したもの ・木造住宅で、延べ床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの	耐震ヘルパー設置に要した経費の4分の3（30万円が上限）	住宅に耐震ヘルパーを設置する工事（既存の住宅と一体とならない独立したものに限り）	
20	景観形成助成制度	景観計画重点区域内にある次の路線の沿道 ・府道平等院線　・府道宇治公園線　・府道大津南郷宇治線の一部　・府道万福寺線　・市道宇治橋線　・市道JR宇治駅前線　・市道宇治395号線　・市道宇治志津川線の一部　・市道乙方三番割線の一部　・市道白川浜山本線	宇治市査定額の2分の1（100万円が上限）	景観計画重点区域内において、良好な景観の形成に著しく寄与すると認められる行為（空き家の利活用は、助成額に加算できる場合あり）	歴史まちづくり推進課 （市役所6階） Tel 21-1602
21	重要文化的景観保存事業（景観重要構成要素修理修景制度）	重要文化的景観選定地内（宇治地区）の景観重要構成要素に選定されている建築物	補助事業費の2分の1（予算の範囲内）	建築物の価値を保存・活用するために必要な文化庁の採択基準に適合した復旧修理・修景工事	
22	緑化助成事業	宇治市内に居住し、当該居住地において緑化を行うもの	緑化に要する経費の2分の1以内（生垣緑化の新設は5万円、ブロック塀からの転換は10万円、その他の緑化は5万円が上限）	・生垣緑化 ・庭先緑化 ・駐車場緑化 ・壁面緑化	公益財団法人宇治市公園公社（植物公園内） Tel 39-9393
23	新婚世帯住宅確保おうえん事業	令和7年1月1日以降、交付申請兼実績報告までに婚姻した夫婦であって、夫婦の合計所得が500万円未満かつ夫婦の双方が39歳以下　等	要した経費の2分の1夫婦ともに29歳以下60万円/世帯（上限）夫婦ともに39歳以下30万円/世帯（上限）※上記に加え、加算あり	・購入（建物代） ・リフォーム ・賃借（賃料、敷金、礼金、共益費など） ・引越費用 ※詳細はお問い合わせください。	住宅課 空き家対策係 （市役所5階） Tel 21-0418
24	子育て世帯住宅確保おうえん事業	子（18歳未満）がいる世帯であって、子の親権者の合計所得が550万円未満　等	要した経費の2分の11子世帯10万円（上限）2子世帯20万円（上限）3子以上世帯30万円（上限）※対象経費が20万円以上であること※上記に加え、加算あり	子育ての負担軽減につながるリフォームに要する経費を補助※リフォーム工事の着手前に申請が必要です。詳細はお問い合わせください。	住宅課 空き家対策係 （市役所5階） Tel 21-0418

※ その他

25	固定資産税家屋の軽減措置	新築住宅	固定資産税の2分の1（一定期間）120㎡上限	専用住宅又は併用住宅（居住部分の割合が2分の1以上）で、居住部分の床面積が50㎡（一戸建以外の賃貸住宅にあっては40㎡）以上280㎡以下	税務課家屋係 （市役所2階） Tel 20-8719
26		認定長期優良住宅	固定資産税の2分の1（一定期間）120㎡上限	新築住宅（上記）のうち「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき認定された長期優良住宅※軽減期間が延長される	
27		耐震改修	固定資産税の2分の1 認定長期優良住宅の場合は3分の2（翌年度分のみ）120㎡上限	昭和57年1月1日以前から存在していた専用住宅又は併用住宅（居住部分の割合が2分の1以上）で、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事（一定金額以上）	
28		バリアフリー改修（省エネ改修と併用可）	固定資産税の3分の1（翌年度分のみ）100㎡上限	新築後10年以上経過した専用住宅又は併用住宅（居住部分の割合が2分の1以上）で、要件を満たす人が居住し、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事（補助金等を除き一定金額以上）	
29		省エネ改修（熱損失防止等）（バリアフリー改修と併用可）	固定資産税の3分の1 認定長期優良住宅の場合は3分の2（翌年度分のみ）120㎡上限	平成26年4月1日以前から存在していた専用住宅又は併用住宅（居住部分の割合が2分の1以上）で、窓の断熱改修工事を含む現行の省エネ基準に適合させる省エネ改修工事（補助金等を除き一定金額以上）	